

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第107号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織及び職名)

第1条 区役所に次の表に掲げる部及び課を置くとともに、課に同表に掲げる係長を置く。

区 分	部の名称	課の名称	係長の職名
北区役所， 中京区役所 及び西京区 役所	区 民 部	総務課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納税課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係 長 保護第二係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛生課	環境衛生係長 食品衛生係長
	上京区役所	区 民 部	総務課

		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納税課	
	福祉部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	保健部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛生課	環境衛生係長 食品衛生係長
左京区役所 及び下京区 役所	区民部	総務課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納税課	
	福祉部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援課	支援第一係長 支援第二係長
		保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係

			長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛 生 課	環境衛生係長 食品衛生係長
東山区役所	区 民 部	総 務 課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		課 税 課	管理係長 土地係長 家屋償却係長
		納 税 課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛 生 課	環境衛生係長 食品衛生係長
山科区役所 及び右京区 役所	区 民 部	総 務 課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市 民 税 課	管理係長 市民税係長
		固定資産税	土地係長 家屋償却係長

		課	
		納 税 課	
福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長	
	支 援 課	支援第一係長 支援第二係長	
	保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長	
	保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長	
保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長	
	衛 生 課	環境衛生係長 食品衛生係長	
南区役所及 び伏見区役 所	総 務 課	庶務係長 調査係長	
	まちづくり 推進課		
	市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長	
	市 民 税 課	管理係長 市民税係長	
	固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長	
	納 税 課		
福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長	
	支 援 課	支援第一係長 支援第二係長	
	保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長	
	保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長	
保 健 部	健康づくり	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長	

		推進課	
		衛生課	環境衛生係長 食品衛生係長

- 2 区に副区長 3 人又は 4 人を置く。
- 3 部に部長，課に課長を置く。
- 4 区民部に税務長を置く。
- 5 保健部に次長を置く。
- 6 課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第 1 条の 2 及び第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，「(前条第 5 項の表の右欄に掲げる係長を含む。次条第 3 項及び第 5 条において同じ。)」を削り，同条第 2 項中「，課長及び係長(前条第 5 項の表の右欄に掲げる係長を除く。次条第 2 項において同じ。)」を「及び課長」に改め，同条第 6 項中「区役所出張所」の右に「(右京区役所京北出張所を除く。)」を加え，同条を第 2 条とする。

第 4 条第 2 項を削り，同条第 3 項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同項を同条第 2 項とし，同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り，「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同条第 2 項第 1 号中「第 7 条」を「第 6 条」に，「第 15 号」を「第 17 号」に改め，同項第 2 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改め，同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条区民部の款総務課の項中第 16 号を第 18 号とし，第 13 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 12 号を第 13 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 区役所経営会議に関すること。

第 7 条区民部の款総務課の項第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 物品の出納及び保管に関すること。

第7条区民部の款まちづくり推進課の項第12号才中「区行政連絡協議会」を「区行政推進会議」に改め、同款市民窓口課の項第19号を削り、同項第20号を同項第19号とし、同条福祉部の款福祉介護課の項第4号中「戦傷病者」を削り、同款支援課の項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戦傷病者の援護措置に関すること。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)